

平成30年3月29日

京都市条例第26号

京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。